

技術士CPD（継続研鑽）ガイドライン

第1版⁽¹⁾

平成23年4月



技術士プロフェッショナル宣言

われわれ技術士は、国家資格を有するプロフェッショナルにふさわしい者として、一人ひとりがここに定めた行動原則を守るとともに、社団法人日本技術士会に所属し、互いに協力して資質の保持・向上を図り、自律的な規範に従う。これにより、社会からの信頼を高め、産業の健全な発展ならびに人々の幸せな生活の実現のために、貢献することを宣言する。

技術士の行動原則

- ① 高度な専門技術者にふさわしい知識と能力を持ち、技術進歩に応じてたえずこれを向上させ、自らの技術に対して責任を持つ。
- ② 顧客の業務内容、品質などに関する要求内容について、課せられた守秘義務を順守しつつ、業務に誠実に取り組み、顧客に対して責任を持つ。
- ③ 業務履行にあたりそれが社会や環境に与える影響を十分に考慮し、これに適切に対処し、人々の安全、福祉などの公益をそこなうことのないよう、社会に対して責任を持つ。

平成19年1月1日
社団法人 日本技術士会

プロフェッショナル の概念

- ① 教育と経験により培われた高度の専門知識及びその応用能力を持つ。
- ② 厳格な職業倫理を備える。
- ③ 广い視野で公益を確保する。
- ④ 職業資格を持ち、その職能を發揮できる専門職団体に所属する。

技術士倫理綱領

H23. 3. 17 理事会制定

【前文】

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

【基本綱領】

(公衆の利益の優先)

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

(持続可能性の確保)

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

(有能性の重視)

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

(真実性の確保)

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

(公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

(秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

(信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

(相互の協力)

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

(法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

(継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。

はじめに

平成12年4月の技術士法の一部改正により、技術士の資質向上を図るため、資格取得後の研鑽が責務として明文化された。これを受け、日本技術士会では、「技術士CPD(Continuing Professional Development:継続研鑽)」を推進しており、平成14年4月からはCPD記録の登録を受け付けている。

社会の急激な変化に伴い、技術士自らが継続して社会のニーズに合致した研鑽の実施がますます重要となってきている。日本技術士会では、CPD実行委員会開催の「技術士CPD中央講座」や各支部・部会開催の「講演会・見学会」など、CPDの場の提供に努めるとともに、CPD実施者には、その実績を登録するように勧め、本会のホームページから、登録者が直接入力することにより、いつでも簡単に登録できるWEB登録システムの活用を奨励している。

平成17年4月より、本人の実績登録に基づく「技術士CPD登録証明書」の発行を行い、平成18年3月から、CPD登録を行っている本会会員で、一定要件を満たす者を「技術士CPD認定会員」として認定する制度を発足させ、CPD制度の普及に努めてきた。

今日、技術士CPDが対外的に評価を受ける機会が増えている。その現状を踏まえて、技術士の継続研鑽に対する信頼性の確保とCPD実績記録に基づく技術士CPD登録証明書の質を担保する必要がでてきた。このため、平成20~21年度に実施したCPD試行監査の結果を反映して、研修委員会において「CPD実績記録の質の担保」、「CPD実績記録をより容易に登録してもらう」を念頭に置いて、技術士CPD制度の更なる普及を進めるために見直しを実施した。

見直しの主な点は、次の6点である。

- ① CPDの課題とその区分(4. 表-1を参照)
- ② 技術士CPDの実施形態の時間重み係数及びCPD時間の関係(5. 表-2を参照)
- ③ 「技術士 CPD 登録証明書」に対する日本技術士会としての質保証の観点から、以下の2点の条件を満たしているCPD登録者のみ発行(7. を参照)
 - ・証明書発行希望者は、技術士 CPD 認定会員であること
 - ・証明書発行に関わる登録記録内容審査は、平成23年4月1日から適用
- ④ 技術士CPD認定会員以外のCPD登録者への「技術士CPD登録確認書」の発行(8. を参照)
- ⑤ 「技術士CPD認定会員」制度の技術士会の未入会技術士への拡大(9. を参照)
※日本技術士会の未入会技術士に対する名称は、「CPD登録技術士(非会員)」とし、会員と区別する
- ⑥ 「技術士CPD制度」を技術士会内外の技術士に活用してもらうために本「技術士CPDガイドライン」のWEB公開及び無料化の実施

今回の見直しは、平成20~21年度のCPD試行監査を踏まえ、技術士CPD制度及び当会発行の「技術士CPD登録証明書」に対する社会からの継続的信頼を確保するために導入された処置であり、日本技術士会が従来から目指している、CPDによる技術士の資質の向上を図る考え方の変更ではない。

本ガイドラインが、技術士CPDの理解と継続研鑽の実施及び記録登録に寄与し、技術士CPD制度が社会からの信頼確保に貢献することを期待してやまない。

なお、本「技術士CPDガイドライン」(第1版)は、「技術士CPDガイドブック」(第5版)に代わるものとして、平成23年4月1日登録、実施分から適用する。

目 次

技術士プロフェッショナル宣言

技術士倫理要綱

はじめに

目 次

1. 用語の定義	6
2. 技術士 CPD について	8
2.1 技術士 CPD の目的	
2.2 基本的な事項	
2.3 目標とするCPD時間	
3. 計画的な CPD について	10
3.1 自己研鑽評価を活用した進行管理	
3.2 自己研鑽サイクル	
3.3 自己研鑽の事前評価	
3.4 自己研鑽の計画立案	
3.5 自己研鑽の活動	
3.6 自己研鑽の事後評価	
4. 技術士の能力開発すべき課題項目	12
5. 技術士CPDの実施形態	13
6. 技術士CPDの登録	16
6.1 登録の内容	
6.2 WEB登録について	
6.3 文書登録について	
7. 技術士 CPD 登録証明書の発行	18
7.1 「技術士 CPD 登録証明書」発行についての変更の経緯	
7.2 技術士 CPD 登録証明書の発行条件	
7.3 技術士 CPD 登録証明書の発行手続き	
7.4 技術士 CPD 登録証明書発行の申請先及び手数料	
8. 技術士 CPD 登録確認書の発行	20
8.1 技術士 CPD 登録確認書の発行手続き	
8.2 技術士 CPD 登録確認書発行の申請先及び手数料	
9. 技術士 CPD 認定会員制度	21
9.1 技術士 CPD 認定会員制度の概要	
9.2 認定の要件	
9.3 技術士CPD認定会員制度のフロー	
9.4 認定の申請	
9.5 申請期間	

10. 技術士CPDの登録・証明等の申請先及び手数料	24
10.1 技術士CPDの登録・証明書等の申請先、発行等の手数料	
10.2 技術士 CPD 登録・証明等の手数料の振込口座(納付先)	
11. 日本技術士会のCPD審査	25
11.1 CPD 審査のフロー	
11.2 認定取り消しについて	
12. 技術士 CPD に関する Q&A	26

別紙－1 CPD 記録シート

別紙－2 技術士 CPD 登録依頼書[文書登録用(日本技術士会会員)]

別紙－3 技術士 CPD 登録依頼書[文書登録用(非会員)]

別紙－4 技術士 CPD 登録確認書発行依頼書

主な CPD 研修機関(関係学協会等のホームページ)一覧

1. 用語の定義

本ガイドライン等で使用する用語の定義は以下のとおりである。

(1) CPD 活動

技術士が自らの技術力、研究能力、マネジメント能力、コミュニケーション能力向上のために自分の能力を継続的に研鑽する活動を指す。CPD は、Continuing Professional Development の略で、継続研鑽、継続学習、継続教育、自己研鑽などを意味する。

(2) CPD の範囲

CPD の範囲には、CPD によって獲得した能力を社会貢献に資する活動も含める。

一般に、次のように分類する。

- ① 能力を獲得する活動：講演会・講習会・シンポジウム・研修会・見学会などへの参加、論文発表、口頭発表、執筆活動、資格取得、自己学習など
- ② 実務を通じた活動：表彰を受けた業務、特許取得など
- ③ 社会貢献活動：公的な機関等の委員会委員、講演会講師、技術指導など

(3) CPD プログラム

CPD の範囲のうち、技術士が能力を高める活動として利用する講習会・シンポジウム・講演会・研修会など参加型研修プログラムのうち日本技術士会及び関係学協会等が提供するものをいう。CPD プログラムは、課題項目によって区分される。CPD プログラムの課題区分は、A:一般共通課題、B:技術課題など。

(4) CPD 協議会

日本工学会 CPD 協議会をいう。

(5) 分野別 CPD 協議会

複数の学協会の参加を得て、ある技術分野についての参加学協会の CPD 推進を支援していくことを目的に結成した組織をいう。(例：建設系 CPD 協議会、電気電子・情報系 CPD 協議会、CPD 連絡会(機械系)など)

(6) CPD 実績

技術士が実施し、資質の向上に寄与したすべての CPD 活動をいう。CPD 実績は、課題項目と実施形態によって区分される。

(7) 技術士 CPD 登録者

日本技術士会に CPD 実績の記録を登録する以下の者をいう。

- ① CPD 実績の記録を登録した日本技術士会の個人の会員
- ② CPD 実績の記録を日本技術士会の CPD 登録データベースに登録した会員外の技術士

(8) 技術士 CPD 認定会員(非会員:CPD 登録技術士(非会員))

技術士 CPD 認定要件及び技術士 CPD ガイドラインの登録ルールに基づく CPD 記録内容である者をいう。

- ① 日本技術士会の個人の会員で、技術士 CPD 認定会員として認定された者
- ② 日本技術士会非会員の技術士で、技術士 CPD 認定会員制度へ申請し、「CPD 登録技術士(非会員)」として認定された者

(9) CPD プログラム提供学協会

CPD プログラムを提供する学協会をいう。

(10) CPD 記録

技術士が実施した CPD プログラムの内容(日付、CPD 時間、CPD 内容など)を記載した記録(CPD 記録シート)をいう。

(11) CPD 登録実績

技術士 CPD 登録者が登録した CPD 実績をいう。日本技術士会においては、この記録が「技術士 CPD 登録証明書」の基となるため、技術士 CPD ガイドラインのルールに従い CPD 実績を登録すること。

(12) CPD 時間(ポイント)

CPD 登録実績を示す単位であり、原則として、講座などを1時間受講した場合に1CPD ポイントあるいは1CPD 時間とする。ただし、これによらず、CPD に実質的に費やした時間に対し、実施内容の難易度や効果を勘案した「時間重み係数」を乗じた時間を算定するケースもある。

(13) 時間重み係数(Weight Factor = CPDWF)

CPD の登録には、CPD に実際に要した時間に、CPD の内容を勘案した「時間重み係数(CPDWF)」を考慮する。即ち、講演の聴講よりも、発表や講師を行う方が、同じ1時間でも CPD 効果は高い。

技術士 CPD ガイドラインに「CPD の形態と時間重み係数(CPDWF)及び CPD 時間の関係」が示されているので、その CPD 時間上限内で登録すること。

なお、技術士 CPD ガイドラインに示す時間重み係数等は、社会の動向、状況の変化により、見直すことにしている。

(14) CPD 審査

技術士 CPD 認定会員に対して、その要件を満たしているか、「技術士 CPD ガイドライン」の登録ルールに基づく記録内容かどうかを、「技術士 CPD 登録証明書」発行時及び定期審査時(当面、年1回、無作為抽出)に審査員が審査することをいう。

2. 技術士 CPDについて

平成12年の技術士法改正により、技術士法第47条2に「技術士の資質向上の責務」として「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」が追加された。これによって、技術士の資質向上を図るためにCPD(Continuing Professional Development)は、法律で責務と位置づけられた。

2.1 技術士 CPD の目的

技術士は、専門職技術者として、次の様な視点を重視して、自己研鑽に努めることが求められる。

① 技術者倫理の徹底

現代の高度技術社会においては、技術者の職業倫理は重要な要素である。技術士は倫理に照らして行動し、その関与する技術の利用が公益を害することのないように努めなければならない。

② 科学技術の進歩への関与

技術士は、絶え間なく進歩する科学技術に常に关心を持ち、新しい技術の習得、応用を通じ、社会経済の発展、安全・福祉の向上に貢献できるよう、その能力の維持向上に努めなければならない。

③ 社会環境変化への対応

技術士は、社会の環境変化、国際的な動向、並びにそれによる技術者に対する要請の変化に目を配り、柔軟に対応できるようにしなければならない。

④ 技術者としての遂行力の向上

技術士は、経験の蓄積に応じ視野を広げ、業務の遂行にあたり的確な判断ができるよう判断力、マネジメント力、コミュニケーション力の向上に努めなければならない。

2.2 基本的な事項

(1) 技術士CPDの基本

技術業務は、新たな知見や技術を取り入れ、常に高い水準とすべきであることはいうまでもなく、継続的に技術能力を開発し、これが証明されることは、技術者の能力証明としても意義があることである。

自己研鑽は、技術士個人の専門家としての業務に関して有する知識及び技術の水準を向上させ、資質の向上に資するものである。

従って、何が自己研鑽となるかは、個人の現在の能力レベルや置かれている立場によって異なる。

自己研鑽の実施の記録については、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものを自己研鑽の対象とし、その実施結果を記録し、その証しとなるものを保存しておく必要がある。また、実施した自己研鑽の内容の問い合わせに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明ができるようにしておくことが重要である。記録・整理の観点から日本技術士会のCPD登録データベースに登録し、手元には証拠となる書類等を整理して、5年間の保管しておくことが求められている。

技術士が日頃従事している業務、教職や資格指導としての講義など、それ自体は自己研鑽とはいえない。しかし、業務で実施した「専門家としての能力の向上」に資する調査研究活動などは、自己研鑽活動であるといえる。

(2) 自主的な選択による実施

技術士には、自己研鑽の目的に最も適したものを見極め、それを自主的に選択してCPDを実行することが求められる。どのようなCPDを実施すべきかは、個人のニーズにより異なるため、自己研鑽が実施される場所や形態も、日本技術士会主催の研修会等のほか、組織内や学協会の講習、自宅での成果が明確な自己学習など多様である。

(3) 計画的な実施

個人の現在の能力レベルや置かれている立場・業務を踏まえて、専門家としての能力向上に向けた明確な目標を定め、計画的に実施することが望まれる。

(4) CPDの記録及び登録

技術士CPD登録証明書の発行を望む技術士は、本技術士CPDガイドラインの「5. 技術士CPDの実施形態」に基づく実績登録が必要であり、自己研鑽実施後、その都度実績を記録すると共に、実施を証明することができるエビデンス(受講証や発表資料等)などを整理し、5年間保管しておく必要がある(技術士CPD登録証明書の発行条件は7.2を参照)。

また、CPD実績は登録することが望まれる。日本技術士会における「技術士CPD登録」については、WEBまたは郵送等での文書提出にて日本技術士会事務局で受け付けている。

なお、技術士CPD認定会員は、WEB登録での受け付けのみとなる。

(5) 自己研鑽活動の場(提供機関)

日本技術士会では、技術士のCPDとなる場を多く提供しているが、専門的分野の課題については学協会等の自己研鑽活動も積極的に活用することを推奨する。

なお、技術士会のCPD活動等については、技術士会のホームページにアクセスし、閲覧ができる。(URL:<http://www.engineer.or.jp>)

2.3 目標とするCPD時間

技術士は、3年を1サイクルとしてCPDを行い、3年間に150CPD時間(実際に費やした時間に「時間重み係数」を乗じた時間)、即ち、年平均50CPD時間を目標にCPDを行うことが望まれる。また、APECエンジニアの登録申請には申請前2年間に100CPD時間、更新期間の5年間に250CPD時間が必要である。

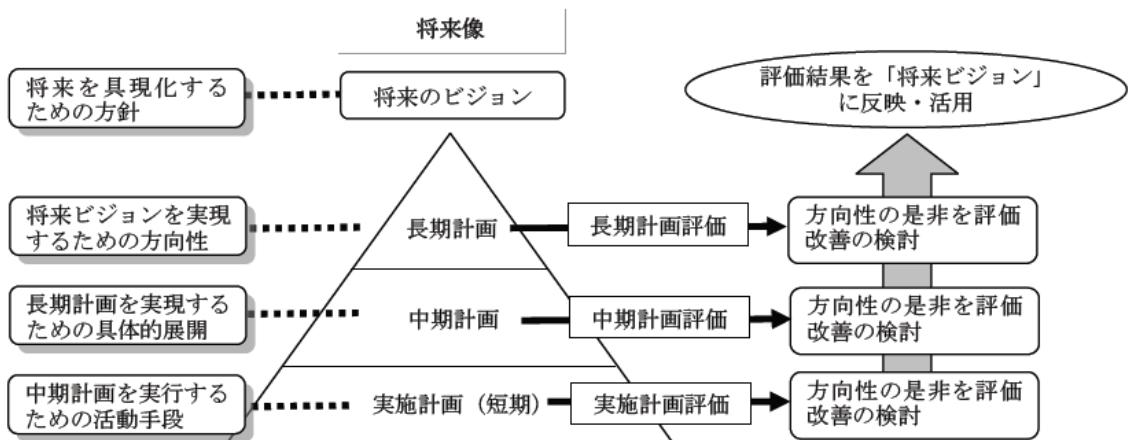
3. 計画的なCPDについて

自らの能力レベル、立場、業務を踏まえて、技術士としての能力向上に向けた明確な目標を定め、計画的に実施することが望まれる。

3.1 自己研鑽評価を活用した進行管理

これまでのCPDは、将来に向けて「自らがやるべきこと」を網羅するのが一般的である。CPDの推進にあたっては、「何をすることができたのか」という視点から進行状況の把握・管理を行っていくことが多かった。

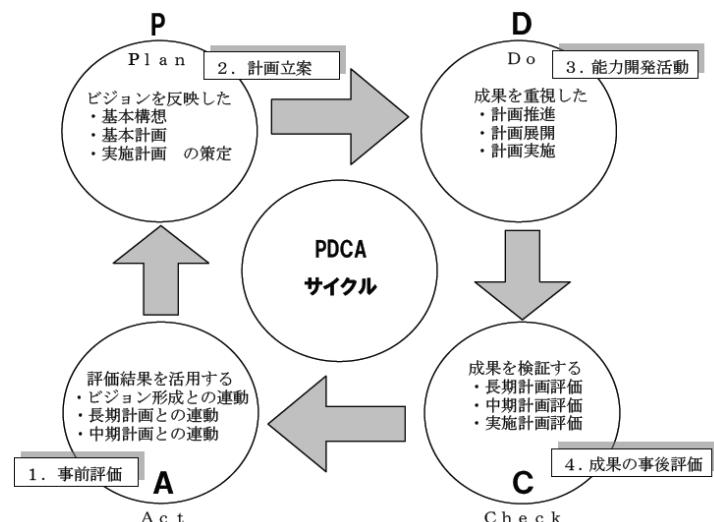
今後、社会環境が変化していく中で、「持続可能な自己研鑽」を実現していくためには、社会ニーズを的確に把握し、社会に対して「どのような『成果』を挙げることができたのか」を重視することが必要となって来ている。成果に基づき、限られた時間を適正配分し、効果的・効率的な研鑽を図っていくことが求められている。



3.2 自己研鑽サイクル

CPDに評価を活用することで、中期計画や実施計画の目的・目標を明らかにし、目標達成に向けた活動を行い、その活動の成果を評価・検証し、継続的な改善活動に取り組み、より効果的なCPD体系を構築することができる。

このように、CPD運営に「計画・実行・評価・改善」の循環(PDCAサイクル)を確立し、CPDの質的向上・効率化・持続的好循環を目指すことが必要になっている。



3.3 自己研鑽の事前評価

最初に、現在の自分のCPDを見直して評価することが必要である。具体的には、自分の現在の能力レベルを知り、自分の将来にとって必要と思われる能力開発の分野を見つけることである。このような評価を行う際のツール例として、SWOT 分析(Strength(強み)、Weakness(弱み)、Opportunity(機会)、Threat(脅威)の分析)がある。

3.4自己研鑽の計画立案

CPDニーズに優先順位を付け、次にそれらを達成する計画を立てる。それには、可能な学習活動、必要なリソース、適切なスケジュールなどを考え、また得られた成果をどのように評価するかも決めておく必要がある。「リソース」には、本や専門誌、講演会、公開講座、通信教育、会議などがある。通常最も効果的なCPDは、職場での実地学習(OJT)である。重要なのは、これをCPDと認識することである。

3.5 自己研鑽の活動

CPDに真剣に取り組めば、必然的に異なる種類のCPDを経験することになるだろう。すなわち、自分が計画し実行した自己研鑽活動に加え、その過程で気が付き深めていった計画外のCPDの機会である。両方のCPDとも重要なものであり、それらが組み合わさって、興味と探求心が身に付く。

3.6 自己研鑽の事後評価

CPDを実行後、次に重要なのは、ただそれを記録することだけではなく、何を学んだかを認識し、獲得した成果を評価することである。それは、自分の能力開発計画に対する優れたテストとなる。

4. 技術士の能力開発すべき課題項目

技術士の能力開発すべき課題項目は、基盤分野のA:一般共通課題と専門分野のB:技術課題がある。表-1に「CPDの課題とその区分」を示す。

表-1 CPDの課題とその区分

課題区分	課題項目	内容
A 一般 共通 課題	1. 倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理 (技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等)
	2. 環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3. 安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法(PL法)等
	4. 技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様・基準(ISO、IEC)等
	5. 社会・産業経済動向	国内・海外動向(国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど)、商務協定並びに技術に対するニーズ動向、 <u>内外の産業経済動向</u> 、 <u>労働市場動向等</u>
	8. マネジメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、知財管理、セキュリティ管理等
	9. 契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10. 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外(学会・専門誌)への論文・技術文書の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11. その他	教養(科学技術史など)、一般社会との関わり等、及び上記1~5、8~10に含まれないもの
B 技術 課題	1. 専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
	2. 科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
	3. 関係法令	業務に関連ある法令(特に改定時点)
	4. 事故事例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究(ケーススタディ)及び事故解析等
	5. その他	上記1~4に含まれない技術関連事項等

※A一般共通課題6及び7の欠番について

「6. 産業経済動向」は「5. 社会・産業経済状況」に、「7. 企画・基準の動向」は「4. 技術動向」に統合されたため欠番となっております。

5. 技術士CPDの実施形態

技術士CPDの実施形態は、集合研修、自己学習(通信教育を含む)、著書の執筆(学会等の論文を含む)、研修会の講師、企業内研修、技術指導、産業界における業務経験など多種多様なものがある。

個々の技術士は、自主的な研鑽に最も適したものを作成のニーズに基づき、自主的に選択して実行すべきで、CPD形態の選択は、できる限り第三者の立場からも研鑽実績として認められるものでなければならない。よって、CPD登録記録については、下記の(1)～(6)の形態とし、表-2(次頁)の時間重み係数(CPDWF)、CPD時間、CPD上限時間等を参照して登録すること。

これら自己研鑽の実績をCPD記録として登録する場合は、自己研鑽が自身の資質の向上に寄与したもの登録することとし、「日常的な業務」は登録対象としない。

(1)集合研修(受講)

研修の多くを占める集合研修には、講義型研修会、その他講演会、セミナーなどがある。

具体的には、日本技術士会(各種委員会主催、部会主催、支部主催、登録グループ主催)、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもので、研修会、講習会、研究会、講演会、シンポジウムへの参加などがある。

(2)論文・報告文などの発表

- ① 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウムなどの口頭発表
- ② 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が発行する技術関連の会報誌、学会誌、学術誌、技術誌、大会誌、シンポジウム誌などへの論文・報告文の発表
- ③ 日本技術士会、学協会、民間団体、企業等が発行する技術関連の会報誌、学会誌、学術誌、技術誌、大会誌、シンポジウム誌などの論文・報告文の査読

(3)企業内研修(受講)

研修プログラム及びOJTとして、その実施方策等が明示されており、それに基づいて実施された成果が明確なもの。

(4)研修会・講習会などの講師・技術指導

- ① 日本技術士会、大学等教育・研究機関など、学協会、民間団体、企業などの開催する研修会、講習会、技術説明会の講師など
- ② 修習技術者、技術士補などに対する具体的な技術指導など

(5)産業界における業務経験

- ① 表彰を受けた業務
- ② 特許出願(ビジネスモデル特許含む)

(6)その他

- ① 政府機関の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得
- ② 政府・地方自治体・学会などの審議会・研究会等の委員への就任
- ③ 大学、研究機関(企業を含む)などにおける研究開発・技術開発業務への参加
- ④ 国際機関、国際協力機構(JICA)などにおける国際的な技術協力への参加(業務上の技術協力は計上できない)
- ⑤ 技術図書の執筆など
- ⑥ 上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの

表一2 CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係

実施形態	内 容		登録コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)	技術士会、関係学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもの		100	1	1×H H:受講時間	—
	注1)CPDの内容は、CPD名称、主催者、講師名だけではなく、テーマやキーワード等で、できるだけ自己研鑽効果がわかるように具体的に記入する(WEB登録の場合、128文字以内) 注2)企業が社員向けに開催する技術向上に資する研修会への参加は形態区分「3:企業内研修」で計上する 注3)異業種交流会、プライベートな研究会、展示会等への参加は、形態区分「6-5」で計上する 注4)研修・講演、見学会での移動時間・休憩時間・懇親会等はCPDとして計上しない(主催者が指定するCPD時間若しくは実時間のみ計上すること) 注5)技術資格保有者への講習会及び研修会は、形態区分「1」で計上できる					
2. 論文・報告文などの発表・査読	(1)技術士会、学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表		210	3	3×H H:発表時間	—
	(2)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	学術雑誌への査読付技術論文発表	221	2	2×H H:作成時間	30 時間/件
		上記以外	222	1	1×H H:作成時間	10 時間/件
	(3)技術士会、学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読		231	1	1ページ ×0.25H	5 時間/件
	注1)口頭発表時間は実時間×3で計上し、他の聴講時間は形態区分1で計上する 注2)論文作成は、論文等を1ページ当たり3時間を上限で換算する 注3)連名・共著の場合は本人が係わった実時間を計上する 注4)同一内容について別の場で発表した場合は、一回のみ計上、CPDの重複計上をしない 注5)論文作成したものを口頭発表する場合は、(1)(2)を別々に計上する 注6)パネルディスカッションのパネリストの場合は、全体の討議時間を計上する 注7)展示会・ポスターセッションの説明は、「6-5」で計上する 注8)業務での報告書作成は「論文発表」として計上できない					
3. 企業内研修(受講)	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	集合研修(研修プログラムによる実施)	301	1	1×H H:受講時間	20時間/年度
		個別研修(OJTプログラムによる実施)	302	1	1×H H:受講時間	10時間/年度
	注1)講師を務めた場合は形態区分「4:講習会等講師」で計上する					
4. 研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	(1)技術士会、大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等	大学、学術団体等の研修等の講師	411	2	2×H H:講演時間	25 時間/年度
		自社及びその関連企業での研修会等の講師	412	1	1×H H:講演時間	15時間/年度
	(2)修習技術者等に対する具体的な技術指導(修習ガイドブックに示す「基本修習課題:専門技術力、業務遂行能力、行動原則」に該当するものに限る)		420	1	1×H H:指導時間	15 時間/年度
	注1)コンサルタント業務、ISO審査、内部監査は計上しない 注2)業務上の指導は計上しない(組織内で日、週、月、年単位で企画され実施される指導は業務) 注3)技術士等の資格受験指導は計上しない 注4)同じ教材で行う研修会・講習会は、一回/年度のみ計上する 注5)大学の非常勤講師等は計上しない(単発の特別講義を除く)					
5. 産業界における業務経験	(1)業務上で技術的成果をあげ、グループ(責任者)及び個人(本人)が表彰を受けた業務(注1・2・3)		510	1	20時間/件 (1件当たりの上限)	—
	(2)特許出願(発明者に限る) (注4)	基本特許 周辺特許	521 522	1 1	40時間/件 15時間/件	—
	注1)グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者(長)であること 注2)表彰は、証明するものが必要 注3)組織(企業)内での表彰は、その組織(企業)の代表者からのものに限る 注4)特許の共同出願の場合は、上記CPD時間を限度に本人の貢献度に応じて案分して計上する					

実施形態	内 容	登 録 コード	CPDWF 時間重み係数	CPD 時間 (時間)	CPD 時間 上限
6. その他	技術士の資質向上に役立つものに限る				
6-1 公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得 注1)その他の技術資格については、技術士第二次試験を10時間として難易度を設定する 注2)技術資格ではないその他資格(TOEIC等)は、形態区分「6-5」で計上する 注3)資格の受験勉強で、合格に至らない学習は、計上せず合格時に計上する	610	1	5~10時間/ 資格	20時間/年度
6-2 公的な機関での委員就任	政府・地方自治体等機関、学協会等の審議会・研究会の委員(年間を通した活動であるもの)	620	1	1×H H:会議時間 (時間/年度)	10時間/会
6-3 大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力	大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加 注1)業務上のJICA技術協力等は計上しない(業務委託契約及び雇用契約での業務以外の案件に限る) 注2)日常業務を除く 注3)JABEE審査は、大学等における技術者育成に関わる協力と位置づけ、年度あたり10時間を上限として計上できる	630	1	1×H H:参画時間 (時間/年度)	20時間/件
6-4 技術図書の執筆	成果が明確なもの 翻訳を含む技術図書執筆(前記以外の図書)	641 642	1 1	1×H H:執筆時間 1×H H:執筆時間	15時間/件 10時間/件
注1)技術図書の執筆は、技術的内容を明確に記録すること(業務で作成した技術図書は含まない)					
6-5 自己学習他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの 注1)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、e-ラーニング等が含まれる 注2)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は「6-5自己学習他」で計上 ※第三者に説明し、理解が得られる範囲で計上すること	650	1	1×H H:履修時間	10時間/年度

《登録にあたっての注意事項》

注1)登録は、CPD行事参加票等の証拠となるエビデンスに基づき登録すること

※エビデンスの保管期間:5年間

注2)実施形態及び内容は、各区分の注意事項を厳守すること

注3)CPDWF(時間重み係数)は、本表に従い登録すること

注4)CPD 時間の登録方法

【例えばCPD時間が1時間30分の場合】《WEB登録》1時間30分(小数2位まで可) 《文書登録》1.5時間

注5)CPD 時間(時間)は、実質の時間を登録すること

注6) 年度とは、4月1日より翌年の3月31日の1年間とする

注7) CPD 時間(上限)は、年度若しくは件の登録可能最大時間であり、これを超えて入力できない

(超えると「技術士 CPD 認定会員」認定及び「技術士 CPD 登録証明書」発行は行わない)

注8) CPD に関わる関係者が、CPDと業務との見分けが判断できないものは登録しないこと

注9) CPD に関わる関係者が、CPDとして理解できないものは登録しないこと

※CPD 実績の登録にあたっては、自己判断より、他者判断が優先する

6. 技術士CPDの登録

6.1 登録の内容

技術士CPDガイドラインの「5. 技術士のCPDの実施形態」に基づき、自己申告による下記の項目を日本技術士会のCPD登録システムのデータベースへ登録する。

技術士の氏名、技術士登録部門、技術士登録番号、CPD対象期間、履修の項目と内容、年月日、名称、主催者／発行機関、形態／担当、内容(簡潔に)、CPD時間数、重み係数(CPDWF)、その他、課題項目別及び形態区分別のCPD累計時間など

(1) CPD実施時間の登録

日本技術士会は、技術士本人のCPD登録に基づき、登録した内容、CPD時間などをCPD登録システムのデータベースとして管理する。

(2) 登録方法

WEB登録と、文書登録の2通りの方法があり、技術士会会員と非会員とでそれぞれ方法が異なる。WEB登録は、隨時に登録及び変更、内容確認等が可能であり、データが電子化され、管理運用が容易な登録方法である為、日本技術士会はこの方法を推奨している。

注意:本人確認及びセキュリティの観点から、E-mailでの申請は受理しない。

また、FAX送信は文字が鮮明でなく、紙が重なるなどのトラブルも多いので、FAXによる申請も受理しない。

6.2 WEB登録について

- ① セキュリティの観点から、会員、非会員共に「ID」、「パスワード」の取得が必要であるが、それぞれ取得方法が異なる。特に非会員の場合は、年度毎に更新が必要になる。
- ② 更新、紛失による再発行も同様の方法で発行依頼を行う。
- ③ 「ID」、「パスワード」の新規発行、更新及び再発行は、本人通知までに1～2週間の日数を要する。

表-3 WEB登録の方法

	技術士会会員	非会員
ID、パスワードの申請	「技術士会topページ」→「お知らせ」→「会員コーナーの利用について」→「利用方法及び会員パスワードの取得」にアクセスし新規発行、再発行の手続きを行う。 URL: http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000734.html	「技術士会topページ」→「技術士CPD」→「CPD登録」→「CPDWEB登録ID、パスワードの取得」にアクセスし、新規、更新、再発行の手続きを行う。再発行の場合、手数料は不要である。 URL: http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000047.html
ID、パスワード発行手数料	当面無料	平成16年度の記録入力より、1年度あたり5,000円 ID、パスワードの発行手数料は、年度毎に必要。 手数料の支払いは、下記①または②の方法がある。ホームページ「技術士CPDWEB登録パスワード(非会員用)の取得申請」にて事務局宛てに申請する。 ①定額小為替証書(郵便局にて購入、氏名記入不要) ②郵便振替または銀行振込み(P26振込口座表参照)にて振込み、「振込み控えの写し」をFAXで連絡する。
CPD実績の登録	①「技術士会topページ」→「技術士CPD」→「CPD実績のWEB登録」へ接続する。 (URL: http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000048.html) ②「CPD実績の登録」をクリックし、ID、パスワードを入力しログインする。	※URLは変更される場合がある

6.3 文書登録について

文書登録の書類は、6年間事務局で保管し、保管期間が経過した書類は破棄する。

文書で提出されたCPD実績の内容は電子化されない。

管理運用上、データの電子化が望ましいのでWEB登録を推奨する。

表-4 文書登録の方法

	技術士会会員	非会員
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●別紙-1「CPD記録シート」 ●別紙-2 技術士CPD登録依頼書[文書登録用(日本技術士会会員)] ●登録手数料の支払い証明となる「定額小為替証書」または「振込み控えの写し」のどちらかを同封する 	<ul style="list-style-type: none"> ●別紙-1「CPD記録シート」 ●別紙-3 技術士CPD登録依頼書[文書登録用(非会員)] ●登録手数料の支払い証明となる「定額小為替証書」または「振込み控えの写し」のどちらかを同封する
登録手数料	平成16年度以降の記録登録について、1年度当たり1,000円	平成16年度以降の記録登録について、1年度当たり10,000円
CPD記録の登録方法	当該年度の全ての実施項目を別紙-1の「CPD記録シート」に記入する。 毎年1回、各人都合の良い時期に、1年度分(期間は4月から翌年3月。何年度分かを提出する場合は、年度毎に分けて)のCPD実績をまとめて、上記「必要書類」欄の書類等を添付して事務局へ郵送する。 <u>参加証等の証拠は、各自で保管し、登録時には提出の必要はない。</u>	

7. 技術士CPD登録証明書の発行

7.1 「技術士CPD登録証明書」発行についての変更の経緯

日本技術士会は、平成17年4月より「技術士CPD登録証明書」に会長印を捺印して発行しており、本証明書は、技術士のCPD活動の実績について自己申告により本会に登録されていることを証明するものであった。よって、この証明書に関する具体的なCPD内容については、技術士各人がそれぞれのCPD記録シートにより申告を行っているものであり、本会がCPD記録内容の正当性を証明するものではなかった。

しかし、現在この証明書は、公共事業の総合評価方式入札時において、入札者に対する評価の一部に利用され、落札価格要素に活用されてきている。そのため、証明書の発行者は、証明書の内容の質を確保できるように、会員のCPD登録内容に対する管理が重要な課題になっている。

平成20年度および21年度に実施した技術士CPD認定会員を対象としたCPD試行監査の結果、CPD記録内容が技術士CPDガイドブック(第5版)に照らして相応しくないものがあった。「技術士CPD制度」及び「技術士CPD登録証明書」に対する社会からの信頼に十分応え、CPD内容の質を確保するため、今回、日本技術士会はCPD実績に責任が持てる、「技術士CPD登録証明書」を発行する方法に変更した。

7.2 技術士 CPD 登録証明書の発行条件

技術士 CPD 登録証明書の発行条件は、以下の条件をすべて満足する CPD 登録者のみ発行する。当条件は、技術士 CPD 認定会員の要件と同じであるので、「技術士 CPD 登録証明書」の発行依頼者は、CPD 認定会員(非会員は、CPD 登録技術士(非会員)になる必要がある。

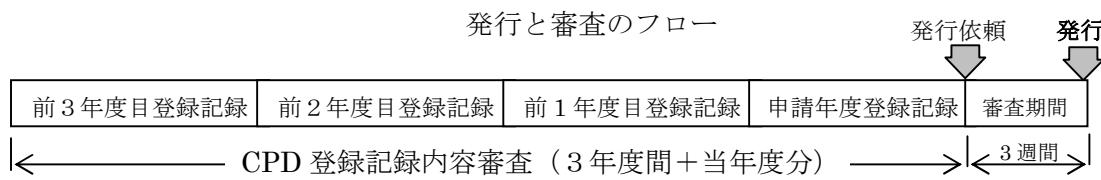
- ・WEB登録者であること
- ・会費が未納でないこと
 - 日本技術士会の会員:会費に未納がないこと
 - 日本技術士会の非会員:WEB登録費及び申請費が未納でないこと
- ・申請年度前の過去3年度間で150CPD時間以上登録していること。
- ・申請年度前の過去3年度間において、各年度30CPD時間以上実績があること
- ・申請年度前の過去3年度間の実績が、表一1「CPDの課題とその区分」(課題区分A:一般共通課題;9項目、B:技術課題;5項目)別に、少なくともA項から2項目、B項から1項目の実績があること
- ・申請年度前の過去3年度間の実績が、表一2「CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係」(実施形態、1~6(6-1~6-5)までの10形態)別に、少なくともいずれか3形態に実績があること
- ・CPD実績の記録が、表一2「CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係」に基づく記録内容であること(申請年度を含む)

《注意》

本ガイドラインの「5. 技術士 CPD の実施形態」の「表－2 CPD の形態と時間重み係数(CPDWF)及び CPD 時間の関係」に基づく条件を満たしていないCPD登録者は、「技術士 CPD 登録証明書」は発行しない。

また、登録された記録内容の審査のために、依頼から発行までに3週間程度必要となるので、発行依頼者は余裕をもって依頼すること。

※発行の 3 週間には、審査での質疑応答および修正時間は含んでいない。



7.3 技術士 CPD 登録証明書の発行手続き

技術士 CPD 登録証明書の発行手続きは、次の方法で発行する。

- ① 技術士CPD登録証明の対象期間は、過去5年分までとする。
- ② 技術士CPD登録証明書の発行は、所定の様式を使用して、登録されたCPDデータを基本とする。
- ③ 技術士CPD登録証明書は、対象期間のCPD時間の合計、並びにその内訳の一般共通課題のCPD時間の合計、技術課題のCPD時間の合計、及びCPDの形態毎のCPD時間の合計を記載するものとする。
- ④ 技術士CPD登録証明書の発行は、技術士会ホームページからのWEB申請により発行する。なお、年間のCPD時間が30CPD時間に満たない場合は、技術士CPD登録証明書を発行しない。
- ⑤ 上記、③及び④に関し、CPD登録実績がWEB登録でない場合は、技術士CPD登録証明を発行しない。

7.4 技術士CPD登録証明書発行の申請先及び手数料

「技術士CPD登録証明書」発行の申請及び手数料は、10.1「技術士CPDの登録・証明書等の申請先、発行等の手数料」を、手数料の振込口座は、10.2の「技術士CPDの登録・証明等の手数料の振込み口座(納付先)」を参照のこと。

8. 技術士 CPD 登録確認書の発行

技術士 CPD 認定会員以外の CPD 登録者には、求めに応じて「技術士 CPD 登録確認書」を発行する。この確認書は、CPD 登録者自身の自己研鑽サイクルの評価・改善のためのものであり、CPD 時間やその内容を証明するものではない。よって、日本技術士会として内外への証明用として利用しないことを求めている。なお、本確認書は、技術士CPD制度運営責任者である研修委員会委員長印の押捺で発行するが、日本技術士会のCPD 登録データベースに基づくアウトプットであることを意味している。

8.1 技術士 CPD 登録確認書の発行手続き

技術士 CPD 登録確認書の発行手続きは、次の方法で発行する。

- ① 技術士CPD登録確認の対象期間は、過去5年分までとする。
- ② 技術士CPD登録確認書の発行は、所定の様式を使用して、登録されたCPDデータを基本とする。
- ③ 技術士CPD登録確認書は、対象期間のCPD時間の合計、並びにその内訳の一般共通課題のCPD時間の合計、技術課題のCPD時間の合計、及びCPDの形態毎のCPD時間の合計を記載するものとする。
- ④ 技術士CPD登録確認書の発行は、別紙-4「技術士CPD登録確認書発行依頼書」の提出による、本人の申請により発行する。

8.2 技術士CPD登録確認書発行の申請先及び手数料

「技術士CPD登録確認書」発行の申請及び手数料は、10. 1「技術士CPDの登録・証明書等の申請先、発行等の手数料」を、手数料の振込口座は、10. 2「技術士CPDの登録・証明書等の手数料の振込み口座(納付先)」を参照のこと。

9. 技術士CPD認定会員制度

9.1 技術士CPD認定会員制度の概要

日本技術士会は、CPD制度の普及のため、平成18年3月からCPD認定会員制度を発足させた。本制度は、日本技術士会会員（技術士）が一定以上の研鑽を継続していることを証明し、社会的に活用されることを目的として、会員（技術士）本人からの申請により、『社団法人 日本技術士会CPD認定会員』であることを、日本技術士会会长が認定する。認定の証しとして認定会員証（文書とカード）を交付し、日本技術士会ホームページの「CPD認定会員一覧」コーナーにおいて氏名等が公表される。また、日本技術士会会員は、WEB会員名簿でCPD認定会員であることを表示する。なお、認定の有効期間は3年間とし引続き認定を求める場合は更新申請ができる。

今回のCPD制度改訂で、「技術士CPD認定会員制度」を技術士会への未入会技術士にも門戸を開いた。会員と区別するために以下の呼び名とする。

会員：技術士CPD認定会員

非会員：CPD登録技術士（非会員）

※本文中は、以下「CPD認定会員」と

9.2 認定の要件

次の要件が全て満足する必要がある。

- ① 会費が未納でないこと
 - ・日本技術士会の会員：会費に未納がないこと
 - ・日本技術士会の非会員：WEB登録費及び申請費が未納でないこと
- ② CPD実績の登録は、WEB登録とし、CPD実施後3ヵ月以内に登録することを基本とする。
- ③ 以下の条件をすべて満足されていること。
 - ・申請年度前の過去3年度間で150CPD時間以上登録していること。
 - ・申請年度前の過去3年度間において、各年度30CPD時間以上実績があること
 - ・申請年度前の過去3年度間の実績が、表－1「CPDの課題とその区分」（課題区分A：一般共通課題；9項目、B：技術課題；5項目）別に、少なくともA項から2項目、B項から1項目の実績があること
 - ・申請年度前の過去3年度間の実績が、表－2「CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係」（実施形態、1～6(6-1～6-5)までの10形態）別に、少なくともいずれか3形態に実績があること
 - ・実績記録が、表－2「CPDの形態と時間重み係数(CPDWF)及びCPD時間の関係」に基づく記録内容であること（申請年度を含む）

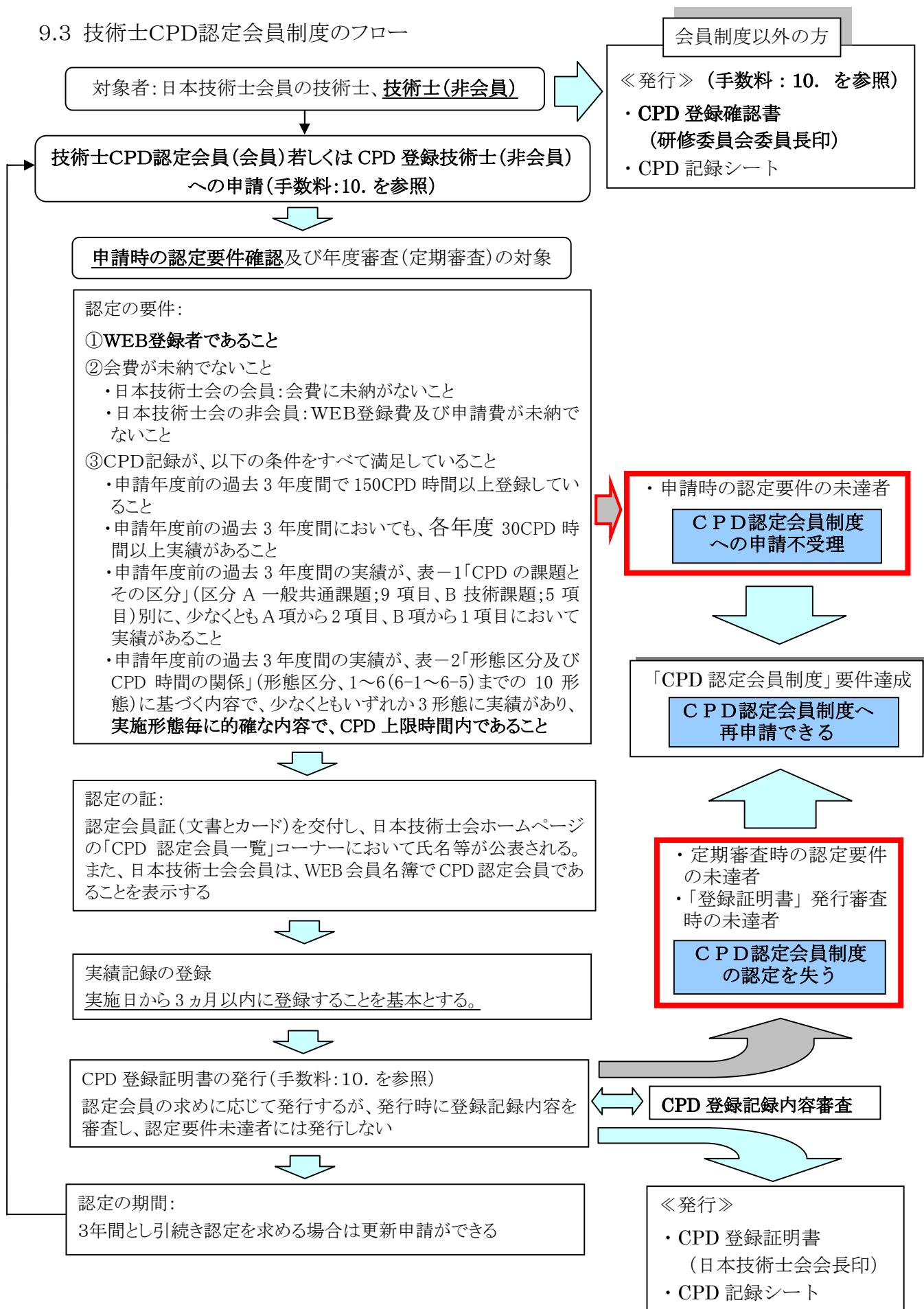
今後、社会が求める資質レベル等を考慮し、認定のための条件が変更されることがある。

《注意》

CPD登録内容が、技術士CPDガイドラインの「5. 技術士のCPDの実施形態」の記録登録ルールに基づく内容であることが求められており、技術士CPD登録証明書発行時及び定期審査時に厳格に審査される。

「適合」していない場合は、事務局よりCPD登録者に対し、3ヵ月以内にCPD登録実績データの修正・改善を行うよう依頼する。その結果を再度審査し、CPD認定会員の要件を満たしていない場合は、CPD認定会員の認定を失うものとする。

9.3 技術士CPD認定会員制度のフロー



9.4 認定の申請

過去3年度間のCPD実績をWEB登録している会員の申請を受付ける。

- ① WEB登録者 ホームページの「CPD認定会員の申請」から申請し、申請が受け付けられたら、以下の顔写真を写真貼付台紙(ホームページからダウンロード)にのり付けし事務局に郵送する。
- ② 顔写真 縦30mm×横25mmのものを1枚(申請時点から3ヶ月以内に撮影)裏面には氏名を記入する。

9.5 申請期間

申請時前3年度間及び申請年度のCPD登録実績を基に認定する。

例:平成23年(2011年)10月に申請する場合

平成20年(2008年)4月から平成23年(2011年)6月までのCPD登録された実績を基に認定する。

10. 技術士CPDの登録・証明等の申請先及び手数料

10.1 技術士CPDの登録・証明書等の申請先、発行等の手数料

項目	区分	申請先等 ※URLは変更される場合がある	発行等の手数料
技術士CPD登録	WEB 登録	会員 (技術士CPDのID/PW申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000734.html (CPD記録のWEB登録) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000048.html	無 料
		非会員 (技術士CPDのID/PW申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000047.html (CPD記録のWEB登録) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000048.html	5,000円/年度 (PW再発行は無料)
	文 書 登 錄	会員 (送付先) 〒105-0011 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 社団法人 日本技術士会 事業部CPD担当	1,000 円/年度
		非会員 (送付先) 〒105-0011 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 社団法人 日本技術士会 事業部CPD担当	10,000 円/年度
	W E B 登 錄	会員 (CPD 登録確認書の発行申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/001257.html	1,000 円/回 (注 1)
		非会員 (CPD登録確認書の発行申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/001257.html	5,000 円/回 (注 2)
		文 書 登 錄	会員 (CPD登録確認書の送付先) 〒105-0011 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 社団法人 日本技術士会 事業部CPD担当
CPD認定会員(WEB登録)	会員	(CPD 認定会員の申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000050.html	3,000 円/回
CPD 登録 技術 士(非会員) (WEB登録)	非会員	(CPD登録技術士(非会員)の申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000050.html	10,000 円/回
CPD登録証明書(WEB登録)	会員	(CPD 登録証明書の発行申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000040.html	1,000 円/回 (注 1)
	非会員	(CPD 登録証明書の発行申請) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000040.html	5,000 円/回 (注 2)

(注1) CPD記録シートを添付する場合は500円/回が必要です。

(注2) CPD記録シートを添付する場合は2,000円/回が必要です。

10.2 技術士CPDの登録・証明等の手数料の振込み口座(納付先)

上記10.1の証明書等の手数料の振込口座(納付先)

郵便振替口座	銀行振込口座	定額小為替証書(郵送先)
口座番号: 00130-5-581901 口座名義: CPD日本技術士会	みずほ銀行神谷町支店 普通 口座番号: 1371616 口座名義: (社)日本技術士会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 社団法人 日本技術士会 事業部 CPD 担当

郵便振替または銀行振込みの場合「振込み控えの写し」をFAX03-3459-1338で連絡する。

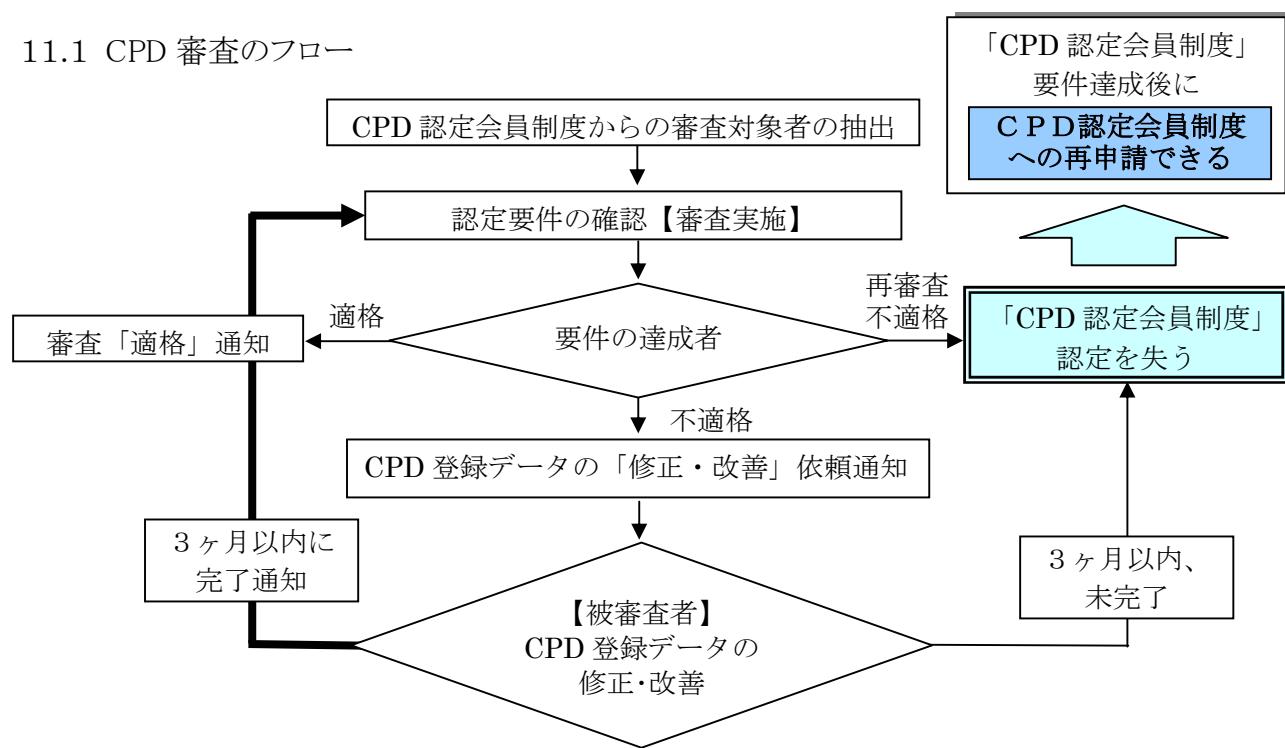
11. 日本技術士会のCPD審査

CPD登録実績は、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断できるものをCPDの対象とし、その実施結果を記録し、その証しとなるものを保存しておく必要がある。また、実施したCPDの内容などに関する第三者からの問合せに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明できるようにしておくことが重要である。この点が、ほかの学協会などのCPD登録と大きく異なる点であり、法に基づく国家資格保有者としての自覚が問われる点でもある。

最近では、社会環境や社会ニーズの変化に伴って、技術士への期待が高まっている。また、公共事業の発注者が、事業者の技術者評価の一部にCPD実績を取り入れている。

各界がCPDの登録実績を証明書や認定等に活用し始めていること、APEC エンジニアの登録(更新)で内容を審査していることなど、CPDの質的向上、CPDの質を一定の高いレベルで維持していく必要とも相まって、CPD認定会員および CPD 登録技術士(非会員)のCPD内容について、登録内容を本技術士 CPD ガイドラインの「5. 技術士の CPD の実施形態」に沿って審査を実施する。審査は今後定める審査基準(審査マニュアル)に則り、毎年、CPD 認定会員の10パーセント程度を抽出して実施する。

11.1 CPD 審査のフロー



11.2 認定取り消しについて

本審査において、CPD認定会員として「不適格」と判断された会員は、CPD認定会員の認定を失う。また、CPD認定会員としての修正・改善事項の指摘を受けた会員は、3ヵ月以内に指摘に基づく修正・改善を行う。修正・改善がなされなかった場合、CPD認定会員の認定を失う。

認定を失った場合であっても、CPD登録者は、CPD認定会員の要件(時間、形態、内容等)を満たすことができれば、CPD認定会員への再申請が可能となる。

12. 技術士 CPD に関する Q&A

Q: 技術士の CPD とは何ですか？

A: 平成 13 年 4 月の改正技術士法の施行に基づいて、技術士資質の一層の向上を図るため、資格取得後の研鑽が責務とされ、技術士 CPD (Continuing Professional Development: 繼続研鑽) がスタートしました。技術士法第 47 条の 2 で「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」とされ、技術士には、日本技術士会会員・非会員にかかわらず、「技術士の質的向上の責務」が課せられています。

Q: CPD 時間及び目標時間について教えて下さい。

A: CPD 時間は、CPD に実質的に費やした時間に、実施難易度や効果を勘案した「時間重み係数 (CPDWF)」を乗じ換算した時間です。目標として年平均 50CPD 時間、3 年間に 150CPD 時間 (APEC エンジニアは更新期間の 5 年間に 250CPD 時間) の CPD の実施が望されます。

Q: 技術士の CPD 活動として認められるものを教えてください。

A: 技術士 CPD は、本ガイドラインに示す表-1「CPD の課題項目とその区分」および表-2「CPD の形態と時間重み係数(CPDWF)及び CPD 時間の関係」を参考に、技術士としての自己の責任と判断で、資質向上に寄与できると判断でき、かつ、第三者からも妥当と認められるものを対象とします。実施結果を記録し、その証拠資料を保管することが重要です。

Q: 技術士 CPD と技術士会の関係について教えて下さい。

A: 技術士会会員であるなしを問わず、技術士会が技術士の CPD に係わる事務を行うことは、技術士法第 55 条に記述されています。CPD 実績の登録を容易にするために、全技術士を対象とした WEB 登録を開始しました。

Q: 技術士 CPD 実績の登録方法について教えて下さい。

A: 技術士 CPD 実績の登録は、「WEB 登録」と「文書登録」の 2 通りの方法で受付けていますが、随時登録が可能で、管理運用が容易な「WEB 登録」をお勧めします。なお、登録証明書を必要とする方は、必ず「WEB 登録」が必要です。

注) 本人確認及びセキュリティの観点から、E-mail での申請は受理できません。また、FAX 送信は文字が鮮明でなく、紙が重なるトラブルなどが多いので、FAX による申請も受理できません。

Q: ID、パスワードの新規発行及び再発行の手続き方法について教えて下さい。

A: 会員は「会員パスワードの取得申請」から、非会員の方は「技術士 CPDWEB 登録パスワード(非会員用)の取得申請」から申請し取得してください。パスワードを忘れた場合、セキュリティの観点から ID、パスワードを再度お教えすることは出来ませんので上記方法で再取得してください。再取得では費用は掛かりません。

(CPDWEB 登録 ID、パスワードの取得URL) http://www.engineer.or.jp/c_topics/000/000047.html

Q: WEB 登録の方法について教えて下さい。

A: 先ず、技術士会のホームページにアクセスし、ID、パスワードの発行手続きを行います。通知までは 2~3 週間程度かかります。取得した ID、パスワードを利用して、ホームページにアクセスし、CPD 登録を行

ないです。登録、閲覧等は、いつでも可能です。また、入力した CPD 登録実績の表示期間の指定や年度の自動集計を行えるので、CPD 実績の登録を行うことができます。登録にかかる費用は、日本技術士会会員は無料、非会員は有料です。

Q:文書登録の方法について教えて下さい。

A:CPD 記録シートを技術士会事務局あて郵送して下さい。その際、「技術士 CPD 登録依頼書」を添付して下さい。年度毎にまとめ、原則、年 1 回の提出をお願いします。管理運用面から電子情報が望ましいことから、WEB で入力する方式への切り替えをお勧めします。

注)文書登録の方は、登録証明書の発行は致しません。ご注意ください。

Q:他の学協会で履修した CPD を、技術士会の CPD にも登録できるか教えて下さい。

A:他の学協会で履修した実績を技術士会の CPD 記録として登録できますが、新たに技術士会の登録書式に従って登録してください。

Q:APEC エンジニアに登録申請するときの CPD 時間について教えて下さい。

A:APEC エンジニアの登録申請では申請前 2 年間に 100CPD 時間、更新期間の 5 年間では 250CPD 時間が必要です。

※技術士会のホームページで、申請のための様式などがご覧になれます。

項目
CPD 登録の ID、パスワード申請(会員)
CPD 登録の ID、パスワード申請(非会員)
CPD 実績の WEB 登録
CPD の課題、形態、時間重み係数(CPDWF)とCPD時間の関係
APEC エンジニアの登録申請
技術士 CPD 登録証明書の申請
CPD 認定会員の申請
登録・証明等の手数料
Q&A

CPDの登録先及び問合せ先等

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-20 田中山ビル 8F

社団法人 日本技術士会 事業部 CPD 担当 TEL:03-3459-1331

CPD記録シート

(年 月 ~ 年 月) 技術士登録番号:

(APECエンジニア登録番号:

氏名:

V5.0

(/) 頁

別紙-1

No.	開始年月日 終了年月日	課題 (記号)	CPD名称	主催者等	CPDの内容	備考	実時間 (1)	重み 係数 (2)	CPD 時間 (1)×(2)	CPD 時間 累計	APEC エンジニア
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

APECエンジニア技術分野の記号(a;Civil b;Structural c;Geotechnical d;Environmental e;Mechanical f;Electrical g;Industrial h;Mining i;Chemical j;Information k;Bio)

注)課題項目別のCPD時間数累計を記入して下さい

注)形態区分別のCPD時間数累計を記入して下さい

A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11	
A小計	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	B-7	B-8	B-9	B-10	合計

1	2	3	4	5	6-①
6-②	6-③	6-④	6-⑤	合計	

技術士CPD登録依頼書[文書登録用(日本技術士会会員)]

社団法人 日本技術士会 会長 殿

私は、技術士CPDの登録を申し込みます。

平成 年 月 日

ふり 氏名:

会員番号:

生年月日:大正・昭和 年 月 日

連絡先(TEL):

技術士登録番号:

技術士登録技術部門:

CPD記録の対象期間:20 年 月 ~20 年 月

提出枚数(CPD記録用紙のみの枚数) 枚

登録手数料(保管料)(1,000 円／年度)の支払方法をチェックして下さい。

- 定額小為替証書
- 振込み(郵便振替または銀行振込み)

登録手数料支払金額合計: 円

自署:

文書登録による書類の保管期間は、6年です。文書登録の場合、CPD 記録の内容の電子化は行われませんので、可能な方はWEBでの登録をお奨めします。

技術士CPD登録依頼書[文書登録用(非会員)]

社団法人 日本技術士会 会長 殿

私は、技術士CPDの登録を申し込みます。

平成 年 月 日

ふりがな
氏名:

生年月日:大正・昭和 年 月 日

自宅

〒 住所

自宅電話番号:

E-mail アドレス:

勤務先

勤務先名

〒 所在地

勤務先電話番号:

E-mail アドレス:

技術士登録番号:

技術士登録技術部門:

CPD記録の対象期間:20 年 月 ~20 年 月

提出枚数(CPD記録用紙のみの枚数) 枚

登録手数料(保管料)(10,000 円／年度)の支払方法をチェックして下さい。

- 定額小為替証書
- 振込み(郵便振替または銀行振込み)

登録手数料支払金額合計: 円

自署:

文書登録による書類の保管期間は、6年です。文書登録の場合、CPD 記録の内容の電子化は行われませんので、可能な方は WEB での登録をお奨めします。

技術士CPD登録確認書発行依頼書

社団法人 日本技術士会 研修委員長 殿

私は、技術士CPDの登録確認書の発行を依頼します。

(理 由) ①CPDの自己管理 ②社内報告 ③その他()

※該当する理由に○印をつけてください。その他の場合は具体的に記載願います。

平成 年 月 日

ふり がな
氏 名:

生年月日:大正・昭和 年 月 日

証明書送付先住所:〒 —

勤務先又は自宅電話番号:

E-mail アドレス:

技術士登録番号:

技術士登録部門:

APEC エンジニア登録番号:JP-1-

APEC エンジニア登録番号:JP-1-

社団法人日本技術士会 会員
(会員番号)

非会員 (チェックして下さい)
)

登録証明書の証明対象期間

対象期間 (20 年 月 1 日 ~ 20 年 月末日)

別紙-1 CPD 記録シート(ログシート)の添付を

希望する 希望しない

(添付ご希望の場合は、別途手数料が必要です。チェックがない場合は、添付なしとさせていただきます)

発行希望部数 部(3 部まで。記入がない場合は1部とさせていただきます。)

自署:

※発行手数料は「定額小為替証書」若しくは「郵便振替または銀行振込」にてお支払いください。

なお、「郵便振替、銀行振込」の場合はその振込み控えの写しを「技術士CPD登録証明書発行依頼書」に同封して事務局宛お送り下さい。

主な CPD 研修機関（関係学協会等のホームページ）一覧

学協会等名	URL
日本工学会	http://www.jfes.or.jp/
空気調和・衛生工学会	http://www.shasej.org/
建設コンサルタント協会	http://www.jcca.or.jp/
地盤工学会	http://www.jiban.or.jp/
全国土木施工管理技士会連合会	http://www.ejcm.or.jp/
土木学会	http://www.jsce.or.jp/
土質・地質技術者生涯学習協議会	http://www.zenchiren.or.jp/
日本環境アセスメント協会	http://www.jeas.org/
日本コンクリート工学協会	http://www.jci-net.or.jp/
日本建築学会	http://www.aij.or.jp/
日本造園学会	http://www.landscapearchitecture.or.jp/
日本都市計画学会	http://wwwsoc.nii.ac.jp/cpij/
農業農村工学会	http://www.jsidre.or.jp/
応用物理学会	http://www.jsap.or.jp/
科学技術振興機構	http://www.jst.go.jp/
化学工学会	http://www.scej.org/
経営情報学会	http://www.jasmin.jp/
計測自動制御学会	http://www.sice.or.jp/
高分子学会	http://www.spsj.or.jp/
砂防学会	http://www.jsece.or.jp/
資源・素材学会	http://www.mmj.or.jp/
自動車技術会	http://www.jsae.or.jp/
情報処理学会	http://www.ipsj.or.jp/
繊維学会	http://www.fiber.or.jp/
電気学会	http://www.iee.or.jp/
電子情報通信学会	http://www.ieice.org/
日本化学会	http://www.chemistry.or.jp/
日本機械学会	http://www.jsme.or.jp/
日本経営工学会	http://www.jimanet.jp/
日本船舶海洋工学会	http://www.jasnaoe.or.jp/
日本鉄鋼協会	http://www.isij.or.jp/
日本トライボロジー学会	http://www.tribology.jp/
日本冷凍空調学会	http://www.jsrae.or.jp/
日本技術士会本部及び支部	URL
日本技術士会	http://www.engineer.or.jp/
北海道支部	http://www.ipej-hokkaido.jp/
東北支部	http://tohoku.gijutusi.net/
北陸支部	http://gijyutsu.whitesnow.jp/
中部支部	http://www.mmj.or.jp/chubu -IPEJ/
近畿支部	http://www.ipej-knk.jp/
中国支部	http://www.ipej-chugoku.jp/
四国支部	http://ipej-shikoku.org/
九州支部	http://www.pekyushu.com/

※URLは変更される場合がある

技術士CPDガイドライン

平成14年1月 第1版（技術士CPDガイドブック）

平成15年4月 第2版（" ）

平成16年6月 第3版（" ）

平成18年7月 第4版（" ）

平成20年4月 第5版（" ）

平成23年4月 第1版（技術士CPDガイドライン）

平成24年10月 第1版（技術士CPDガイドライン）<修正1>

発行 社団法人 日本技術士会 研修委員会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番20号 田中山ビル8階

電話:(03)3459-1331(代) FAX:(03)3459-1338

URL:<http://www.engineer.or.jp/>
